

平成 24 年 1 月 4 日

各位

大阪大学
産学連携本部総合企推進画部

米国知財セミナーのお知らせ

講演：「米国特許法改正における留意点と今後の特許戦略」

新春の候、産学官連携関係者各位におかれましては益々ご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、Keisen Associates、恵泉国際特許事務所・サンディエゴ事務所の小林明子氏（米国弁理士 物理学 Ph.D.）にご講演を頂くことになりました。

本セミナーは米国の法改正により、特許制度にどのような違いがもたらされるか、「before」と「after」の比較も交え、分かりやすく説明して頂くとともに、今後の大学や研究機関の特許戦略へのインパクトなどを取り上げ、具体例を用いて考察を進めます。実務者・専門家に限らず、一般の参加を歓迎すると共に、受講者からの活発な質問・意見が促され、インタラクティブでインフォーマルな形式によって受講者の理解と意識を向上させることを狙いとしています。

当日は米国の特許制度に関する動向や戦略に関する最新情報に精通され、実務の最先端に立って活躍されている講師を囲んで、気楽に質問や意見交換の場としてご利用頂けたら幸いです。ご多忙とは存じますが、皆様のご出席を心よりお待ちしております。

記

日時：平成24年2月2日14時～16時

会場：大阪大学 産学連携本部 テクノアライアンス棟 アライアンスホール1F

<http://www.uic.osaka-u.ac.jp/access/index.html>

講師：小林明子氏

講演のテーマ：米国特許法改正における留意点と今後の特許戦略

講師の略歴と予定される講演の内容は裏面をご参照

申込方法：

氏名、所属、職名、連絡先をご記載の上、1月23日までに、以下のメール宛先にてお申し込み下さい。

申込先・問い合わせ先：

大阪大学 産学連携本部 総合企画推進部、窓口担当：クリスチャン ベーリン

Tel: 06-6879-4875、Fax: 06-6879-4208

kristian@uic.osaka-u.ac.jp

以上

講演内容（予定）：

- 1.先願主義(First-to-File)への移行
- 2.第三者 (Third Party) の関与
- 3.優先審査 (Prioritized Examination)
- 4.特許番号表示 (Patent Marking)
- 5.特許訴訟関連事項
- 6.補足審査 (Supplemental Examination)
- 7.新料金制度
- 8.各改正事項の施行時期－タイムライン

講師について：

■略歴

京都大学理学部卒業、東京工業大学理学部修士課程修了、イリノイ大学理学部 Ph.D. 取得。いずれも物理学専攻。AT&T（現 Lucent-Alcatel）ベル研究所にてパワーシステム・部品の研究・開発に従事。米国弁理士資格取得後、Keisen Associates（恵泉国際特許事務所）(Philadelphia)、Townsend & Townsend & Crew (San Diego)、Rayspan Corporation (San Diego) にて特許出願、特許訴訟関連業務、社内知財管理・ポリシー設定などに従事した後、知財事務所 Lambent IP を起ち上げる。近年、Keisen Associates に復帰し、兼任を続け現在に至る。

■専門および得意な分野・研究

半導体およびヘテロストラクチャーに関する物性物理、ワイアレス・コミュニケーション技術、パワーシステム・デバイス、アナログ回路設計、メタマテリアル、ナノテクノロジーを含む材料工学。

■本テーマ関連学協会での活動

NAPP (National Association of Patent Practitioners) 会員